

司法試験委員会会議（第37回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成19年6月22日（金）10:00～11:20

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）大野恒太郎，奥田隆文，長谷川真理子，本間通義（敬称略）

司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

稲田伸夫人事課長，山口久枝人事課付，濱田亮二試験管理官

4 議題

- (1) 平成19年新司法試験の受験状況について（報告）
- (2) 併行実施期間中（平成20年以降）の旧司法試験及び新司法試験の合格者数の目安について（協議）
- (3) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 平成19年新司法試験の出願状況

資料2 平成19年新司法試験の受験予定者

資料3 平成19年新司法試験の受験者

資料4 平成19年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績を得た者

資料5 平成19年新司法試験法科大学院別出願・受験状況等

資料6 併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について

6 議事等

- (1) 平成19年新司法試験の受験状況について（報告）

事務当局から，平成19年新司法試験の受験状況について，別添資料のとおり報告があった。

- (2) 併行実施期間中（平成20年以降）の旧司法試験及び新司法試験の合格者数の目安について（協議）

（委員長，委員）

それでは，併行実施期間中の旧司法試験及び新司法試験の合格者数の目安について御協議をお願いしたい。

この議題については、昨年から、考査委員のヒアリングを始めとする関係各方面の御意見をお聞きしてきたところであり、その後も、協議を重ねてきたところであるが、大分議論も煮詰まってきたように思っている。前回の委員会の席で、各委員の御意見を基に委員長を務めている私の方で一応の考え方を整理することを約束したが、本日、その整理を記載したものを用意したので、これをまずお読みいただきたい。

最初の「経緯」というところは、平成17年の目安などについて記載しており、当委員会がヒアリングをしたことなどを記載している。そして、「なお」以下で、これから示す目安について、前回目安を示した際と同様、実際の受験者の能力に応じて、実際の試験結果に基づき当然変動し得る性質のものである旨、今回も確認している。「合格者数を考える上での考慮事項」には、全般的には3,000人が目標とされていること、次に、ヒアリングなどでは、まだ基本的な知識が不足している、基礎的能力が不足しているという指摘もあること、他方、優れた教育をしている法科大学院もあることなどを挙げている。旧司法試験関係は、新制度導入前に旧司法試験を受験していた受験生に不当な不利益を与えないようにという趣旨で併行実施がなされていることを踏まえ、また、旧司法試験の受験者は減少していることを指摘している。結局、新司法試験は、前回の決定を踏まえ、20年度は2,100人ないし2,500人、21年は2,400人ないし2,800人と、関係者から提案されたうちの1案に沿った数字を示している。旧司法試験は、200,100、そして、22年については、関係者から提案のあった50から60というのはいまにも目安としては細かい数字ではないかと思われるので、22年は「更に減少させる」という形にした。御意見があれば、どなたからでもお聞きしたい。

なお、今日事情があって御欠席の委員から御意見を予めお聞きしているのので、それを御紹介したい。「法科大学院という新たな制度の定着のために弾みをつける観点から、3案を採るという選択肢もあり得ると考えるが、1案を支持する意見にも配慮すべきところもある。司法試験委員会において、現時点では、法科大学院における教育について確定的な結論を採っているわけではないことから、中立的な2案を選択すべきである。」との御意見で、2案を支持するとの御意見をいただいている。

本日お示しの案は、基本的に1案に則った案であるというふうに理解した。どの案を採ろうと、考慮事項等の記載はほとんど変わらないと思う。したがって、考慮事項等については、特に申し上げるべきところはないと思っている。

ただ、私は1案ということでもいいんだろうかと若干の疑問があるので、いくつか気付いた点について申し上げたい。

一つ目は、受験者の動向に関連してであるが、22年までは受験者数が増えていくと思われる。その増え方を見ると、おそらく、併行実施期間の最後のほうである21年から22年の受験者数の増え方というのは、それ以前の年の増え方と比較して、それほど大きくはならないと思われる。ところが、1案を採った場合には、受験者の増え方と合格者の増え方が食い違ってしまふ。すなわち、合格者数の中間の数字を採ると、20年では、2,100人から2,500人であるから、2,300人ということになる。同じように以下考えると、21年は2,600人、22年は2,950人となる。つまり、中間を採った場合の合格者の増え方が、300,300,350と、こんなふうになる。したがって、20年、21年の増え方に対して、受験者数がそれほど増えないと予想される21年から

22年の合格者数が一番大きく増えるのは、合格者数の増え方としてどうなのかという問題がある。

それから、二つ目の点として、示されている3つの案のうち、1案は、合格者数の増え方が一番抑制された形になっているわけであるが、これが、法科大学院教育、あるいは新司法試験に合格した、その人たちに対する一般的に低い評価を表していると思われるのはいかがかということである。現状の評価は、正に、このペーパーにもあるように、プラス評価もあるし、マイナス評価もある。実務修習等についてもプラスの評価もあるし、マイナスの評価もあるということであるから、この段階で一般的に低評価であるとは言えないだろうと思う。もちろん、逆に、高い評価が確立しているということも言えないだろう。したがって、ここは、ニュートラルにしておくべきではないかと思っている。このペーパーが、最後のところで、法科大学院、あるいは法科大学院教育に期待するものという項を設けているのは非常に結構なことだというふうに思うが、その前提としての、1案、2案、3案の選択において、法科大学院、新司法試験受験者、法科大学院卒業者に対して最も厳しい評価に結びつきかねない1案を採用することについては、異論もあり得るのではないかと思う。

三点目として指摘させていただきたいのは、実務修習の受入れの問題である。司法修習を終えた後のいわゆる就職難の問題も指摘されたが、より直接的な問題としては、修習の受入につき、弁護士会の方で直ちに十分な態勢が築けないという指摘がなされた。

急激に修習生の人数が増えているので、各地の実務庁なども苦労しているのは、間違いない。ただ、司法制度改革の立法の過程の議論でもあったが、司法試験というのは資格試験であるため、受入態勢を理由に人数を決めるとするのは筋違いであり、人数が決まれば、それを前提に、できる限りの受入れを目指すというのが本来の姿である。そして、司法試験委員会としても、そうした観点から法曹三者に対してお願いをしていくべきだと思う。

以上、三つばかり理由を申し上げた。1案、2案、3案、最初に申し上げたように、あまり大きな差はないので、実際のところは、これからの試験の結果如何であり、実際に採点をしてみれば、数が増えるかもしれないし、減るのかもしれない。そして、そこでの適切な対応が行える余地もにらむと、この3つの案の中では、中間の2案を採って、実際の試験結果を見て、どちらの方向にでも対応できるような形にしておくのが一番良いのではないかと思う。

2案ではどうかという御意見であるが、いかがか。

今、おっしゃられたのは、受験者の増加率と合格者の増加率を平準化すべきではないかという御意見であるが、それは説得力があるような気がする。

2案の方が年変動がなだらかである。1案の方が、変動の幅が2案よりは大きい。大した差ではないが。

私は、この委員長の案を見たときには、1案でいいと思っていた。いろんな法科大学院の認証評価をしたりした経験からも、厳しいメッセージを出してもよいのではないかなと思ったからである。文面自体は今でもこれで良いと思うが、今の意見をお聞きして、この

案の中の合格者数についての修正はあり得るのかなと思った。

私は、原案でいいと考えている。1案が法科大学院に厳しいというメッセージになるという指摘もあり、他方、1案の論拠として弁護士会の受入態勢の不備ということも、前回までの議論としてあったわけだが、1案の趣旨は、司法試験の合格者の質を維持するというのが主たる理由で、受入態勢などというのは、付随的、副次的な理由に過ぎないのではないかという気がする。従前の司法試験の合格者のレベルと、新しい制度における合格者のレベルの比較は、まだ検証されていないし、検証しようにもなかなか難しいところだろうと思う。合格者が2,000人台というのは、従前の司法試験でいえば論文式試験の半分、ないし半分近くが合格してしまうという数字になる。そうなると、やはり、現在の受験者のレベルが相当上がっていないと、質の維持というのはなかなか難しいことではないかという感じもする。1案でも、仮に、受験者がかなりのレベルに達しているということであれば、21年度においても2,800人程度の合格も可能なわけで、数字としてもさほど差があるわけではない。そうすると、私は、1案でも決して法科大学院の修了者の質に対して厳しい認識を持っているというメッセージにはならないと思うし、仮に、若干そういう厳しい見方があるという受け止め方がされたとしても、それは、そういう程度の厳しさを求めているということにすぎない。法律の専門家としての法曹の質を維持する、そういう知的水準を維持するという観点からは、そのような多少厳しいメッセージがあってもいいのではないかという気もする。

今おっしゃられたことは、すごく、旧試験の価値観に基づいたような気がする。全然違うことをしようとしたわけなんだから、それとは違うことを求めているんじゃないかという気はする。

私は、1案でも2案でもそれほど大きな差はないし、質の保証という点では、そんなに差はないんじゃないかと思う。それで、先ほど言われたように、受験者の数が変動していくペースと連動して考えると、2案の方がよりそれに沿うのではないかという気はする。2,100なのか、2,200なのかといった細かい数字が、非常に強いメッセージを持つとするならば、このいずれかを採る理由にはなり得るかもしれないが、そのようなメッセージ性もないというならば、何ともいえないところがある。

受験者数はやはり、まだ読めないのではないか。今年も、何となく想定していたものとはずいぶん違う数字が出た。今年の論文式試験の合格者がどうなるか分からないが、それを見て、また、来年の受験者数も変わることもあり得ると思われる。1案でも2案でも大きな違いはなく、各年の受験者数の予測を理由に、1案か2案かというほどのことまではどうかと思うが。

文面に書いてある内容は、たいへん良いと思う。法科大学院に対し期待するものなども書いてあるのも良いと思う。

おそらく、前倒し論、つまり、3,000人を早く達成してほしいという声があり、これに対し、1案であっても、結果によって合格者数は変動するので、非常に良い受験生が

増えれば、前倒しが無いわけではないが、2案では、より前倒しを期待できるメッセージにもとれるといったあたりかと思うが。

まだ新修習の人たちが2回試験を受けていないわけで、その結果がどう出るかというのが非常に関心の大きなところではある。司法試験は通ったが2回試験は通らないという人が増加すると、これは非常に深刻な状況が発生しかねない。とりわけ、未修者の2回試験の結果がどのようになるか、ここを見定めたいところではある。

確認をしておきたいことがある。私の案のなお書き以下のところであるが、「実際の試験結果により当然変動し得る性質のものである」ということが書いてある。概数を示した上で変動し得ると言っている意味は、概数を超えても、あるいは概数より満たなくても、それはいいという、私はそのように理解している。もともと幅のある概数であるから、その中で変動するなら、変動し得るなどと言っても意味のないことであり、変動し得るというのは、例えば2, 100ないし2, 500というのが目安としてあった場合にも、それを超えてもいい、あるいは、2, 100に満たないことも場合によってはあり得る、司法試験委員会としてはそういう理解でこれを記載したものと考えてよろしいか。

そういう理解でよいと思う。

実際の試験の結果次第で、いくらでも変動し得るはずだと、そういう理解でよいと思う。

いろいろ議論してきたが、お聞きしたところ、2案を支持される方が2名、1案が1名、もう一人は、1案か2案か、どちらとも言えないといったところであろう。我々が、メッセージ性というのをどこまで考えるか。

従来から議論しているとおり、1案、2案、3案ともそんなに違いがあるとは思えないので、メッセージ性の度合いや意味合いがそれで大きく異なるということはないような気がする。

やはり、昨年採点をした人たちの印象としては、やはり、まだ今年はいまひとつだったという感じだったということなのか。

ヒアリングの結果は比較的厳しい意見が多かったと思う。

事案に、実際の事件に当てはめる力にも厳しい意見があったし、そもそも、基本的な知識が入っているかという意見もあった。

確かに、基礎ができていないということも言っていた。

私は1案で皆様に原案をお示しした。これは、1案を支持する意見にも聞くべきところがあると思ったからであるが、2案がモデレートであるという意見もあった。折衷案とし

て、受入体制等準備の期間を与えるという趣旨で、最初の方、つまり20年は1案で、後半、つまり21年は2案の方にするというのはいかがか。私自身は、メッセージ性というものをあまり重視したくない立場であるが、頑張れば前倒しも不可能ではないというメッセージを出す意味で、後半は2案を採る、というのはいかがか。

つまり、20年は1案で、2,100から2,500、21年は2案で、2,500から2,900ということになるのか。

そのとおりである。

今示された案でいくと、前年度の上の数字が、次年度の下に一致していくことになり、前年度の上の数字より、次年度の下に数字が下回っているといったことはないことになる。

そのとおりである。もちろん、実際の試験の結果によって、変動するということがある。このような考え方ではいかがであるか。

(一同了承)

では、20年は2,100ないし2,500、21年は2,500ないし2,900人、もちろん、22年は2,900ないし3,000人、旧試験の方は、20年は、200人、21年は、100人、22年は、21年よりも更に減少させる、そのように決めたいと思う。

文面に書かれた内容は、これで差し支えないか。細かい字句の修正があった場合は、私に一任いただくということによろしいか。

(一同了承)

(3) 次回開催日程等について

次回の司法試験委員会は、平成19年9月12日(水)午後2時から開催することが確認された。

(以上)